主

本件特別抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告理由について。

所論違憲論は、原決定の訴訟法違反を前提とするものなるところ、原決定が本件 異議の申立を棄却したことには、何ら訴訟法違反の点はないから、所論はその前提 を欠き採用することができない。 (なお、記録によると本件異議の申立は法定の 申立期間後に提出されたものであり、これと同時に異議権回復の請求がなされたと は認められないから(刑訴三六三条二項参照)、原決定が控訴趣意書提出の遅延事 由につき「やむを得ない事情に基くもの」と認めなかつたことの当否は兎も角とし て、本件異議申立を不適法とし、これを棄却したことは、結局正当である)。

よつて、刑訴四三四条、四二六条一項に則り、裁判官全員一致の意見で主文のと おり決定する。

昭和二八年一二月二六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	入	江	俊	郎